

処遇改善等加算(区分3)に係る研修修了要件について
(保育所・地域型保育事業所)

令和7年(2025年)4月1日
滋賀県子ども若者部子育て支援課

1 処遇改善等加算(区分3)の研修修了要件に該当する研修

- (1)保育士等キャリアアップ研修
- (2)免許状更新講習

2 修了すべき研修時間

研修分野		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修	乳児保育	専門分野別研修のうち3以上の研修分野	専門分野別研修のうち4以上の研修分野	職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野
	幼児教育			
	障害児保育			
	食育・アレルギー対応			
	保健衛生・安全対策			
	保護者支援・子育て支援			
マネジメント		必須	×	×
保育実践		×	×	×

3 研修要件に該当する研修の個別事項

- (1)保育士等キャリアアップ研修

- ・マネジメント分野を処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件としてカウントできるのは副主任保育士に限定される。ただし、令和元年度までに受講したものは専門分野別研修のひとつとして取り扱うことができる。
- ・保育実践分野は専門分野別研修ではないため、処遇改善等加算(区分3)の対象者が修了すべき研修には当たらない(=研修受講要件としてカウント不可)。ただし、令和元年度までに受講したものは専門分野別研修のひとつとして取り扱うことができる。
- ・上記の取扱いにより研修修了要件を満たした場合であっても、他の専門分野を受講することが望ましい。
- ・他の都道府県や他の都道府県が指定した団体が実施した研修を修了した場合も該当とする。
- ・園内研修に対応する研修分野の時間短縮(1分野最大4時間)については、一貫した研修を行うことにより質や効果を担保する観点から、認めない。

- (2)幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習

- ・処遇改善等加算(区分3)の申請時に、以下の①または②に該当することが確認できる者については、本県におけるキャリアアップ研修「幼児教育」分野を修了したものとみなす。
 - ① 15時間以上の免許状更新講習を履修していること
 - ② 「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」を所有すること
- ・免許状更新講習については、受講年度は問わないものとする。

4 研修修了要件の確認方法

処遇改善等加算(区分3)の申請時に以下のものを添付すること。

(1)研修受講履歴一覧(様式4)

(2)キャリアアップ研修修了証の写し ※県外で受講した場合のみ

(3)幼稚園教諭免許所持者に対する免許状更新講習の証明書類 ※該当者のみ

3(2)①の場合→大学等が発行する更新講習修了証明書(履修証明書)の写し

3(2)②の場合→「更新講習修了確認証明書」「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」の写し

なお、必要に応じて次のような書類(写し)の提出を求めることがあるため、園および個人で適切に管理すること。

- ・保育士等キャリアアップ研修修了証
- ・その他、研修受講履歴一覧に記載した内容の詳細を確認できる書類

5 その他

・研修時間数として休憩時間は含まないため、研修受講履歴一覧や管理簿等を記載する際は休憩時間を除いて記載すること。

・この取扱いについては、滋賀県が加算認定自治体となっている市町(令和7年4月1日時点:大津市以外)に所在する園に適用するが、国通知やFAQにより変更になる可能性がある。